

社会福祉法人ちひろ会  
役員等報酬支給規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ちひろ会（以下「法人」という。）の定款第9条及び第23条の規定に基づき、この法人の役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等の支給の基準について定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 法人の役員等に対して報酬を支給する。ただし、役員等が職員である場合は、これを支給しない。

2 前項の報酬の額は、年額12,000円とする。

(支給方法)

第3条 役員等の報酬は、その全額を通貨で直接役員等に支払うものとする。ただし、源泉徴収による所得税その他法令に基づき役員等の報酬から控除すべき金額がある場合には、その金額を控除した額を支払う。

2 役員等がその報酬につき本人名義の預金口座への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払う。

3 役員等の報酬の支給日については、年額を定時評議員会の6月末日までに支払うことができる。

(改正)

第4条 この規程の改正については、評議員会の議決を要する。

附則

この規程は、平成29年6月12日から施行する。